

鳥羽市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について教育長等から通知があったので、次のとおり公表する。

平成31年3月25日

鳥羽市監査委員 村林 守

鳥羽市監査委員 井村 行夫

記

監査の種類	平成29年度 定期監査	
監査実施期間	平成29年9月26日～10月19日	
結果区分	指摘事項〔是正・改善事項〕	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
健康福祉課 子育て支援室	週休日の振替及び代休指定について 週休日の振替簿を確認したところ、勤務を命じた週休日の後8週以降の勤務日に週休日を振り替えている事例が見られた。職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則では、勤務を命じた週休日の前4週、後8週内に振り替えることとされている。また、休日の代休指定簿を確認したところ、勤務を命じた休日が休日以外の日が記載されている事例が見られたことから、規則の内容を正確に把握し、適正に運用されたい。	今回の指摘事項を受け、保育所職員へ「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」の内容について周知を行い、規則の内容を正確に把握・理解するよう努めました。 今後は週休日の振替、休日の代休指定簿の、適正な運用ができるよう努めます。